

【資料2】

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務の名称

デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業業務委託

2 委託業務の目的

本県における国民健康保険被保険者（以下「国保被保険者」という。）の一人当たり医療費は年々増加しており、医療費の適正化が課題となっている。特に、一人当たり年間約500万円の医療費を要する人工透析への移行を予防することは重要であり、その原疾患の第1位を占める糖尿病性腎症の重症化予防を着実に進めていく必要がある。

一方で、本県はメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く（令和5年度：全国2位）※、糖尿病の発症予防に向けた取組の強化も併せて重要となっている。

糖尿病の発症予防には、生活習慣の見直しと定期的な健診受診が重要であり、各市町村においては、国民健康保険被保険者（以下「国保被保険者」という。）に対し、健診の受診勧奨や対象者への保健指導が行われているところである。しかし、生活習慣の改善は、個人の意思のみでは継続が困難なケースも多く、日常生活に寄り添った継続的なサポート体制の構築が求められる。

そこで、デジタルツールを活用した「血糖値の見える化」や「仲間との相互支援（ピアサポート）」を組み合わせることにより、対象者の主体的な改善行動の継続を促すとともに、県がモデル事業として実施し、その有効性や課題を整理・提示することにより、市町村における発症予防の新たな取組を促進することを目的とする。

※出典：厚生労働省「特定健診・特定保健指導の実施状況」

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

本事業は、「2 委託業務の目的」を達成するため、デジタルツールを活用した血糖変動の測定や仲間との相互支援を組み合わせることにより、個人の主体的な改善行動の継続を支援するものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

(1) 事業の対象

本事業は、事業への参加を希望する3自治体（以下「モデル自治体」という。）の国保被保険者において、次の要件を満たす者（以下「対象者」という。）のうち、本人の同意が得られた者（以下「参加者」という。）を対象とする。なお、対象者の抽出及び同意の確認は各モデル自治体において行い、参加者の上限は各自治体30名とする。

- ① 特定健康診査の結果から、HbA1c5.6%以上6.5%未満であり、かつ、糖尿病の治療歴のない者。
- ② スマートフォンを所有し、専用アプリの利用が可能な環境にある者。

(2) 対象者の除外条件

(1) に該当する者のうち、以下のいずれかに該当する場合は、本事業の対象としない。

- ① 国民健康保険の被保険者の資格を喪失している者
- ② がん等で終末期にある者
- ③ 認知機能障害がある者（ただし、周囲に介護者等がおり、当該事業を実施することが可能であると自治体が認めた場合は、この限りではない。）
- ④ その他、当該事業の実施が困難であると県、受託者及びモデル自治体が合意した者

(3) ピアサポートを活用した行動変容支援アプリの提供

- ① ピアサポートを活用した行動変容支援アプリ（以下「アプリ」という。）内でグループを構成し、同じ目的をもつ仲間同士が、チャットを通じて日々の運動や食事記録を報告したり、励まし合うことにより、行動変容につなげられるアプリを提供すること。
- ② アプリでは匿名性を担保しつつ、心理的安全性の高いコミュニティ内で、コミュニケーションを活性化する仕組みや離脱を防止する仕組み、参加者が主体的に生活習慣の改善に取り組むことができる仕組みなど、ナッジ理論を応用した機能を有すること。
- ③ アプリの長期的な利用実績と生活習慣の改善実績を有すること。
- ④ アプリの機能要件は、「5 アプリの機能要件」を参照すること。

(4) 持続血糖測定器の提供

- ① 参加者全員に対し、持続血糖測定器を事業開始時及び終了時の計2回提供すること。
- ② 持続血糖測定器は、以下の要件を満たすものとする。

ア 機器の種類

- ・皮下に挿入したセンサーにより、間質液中のグルコース濃度を持続的に測定・記録できるものであること。

イ 測定間隔・期間

- ・1～15分間隔で自動的に測定データを記録できること。
- ・一つのセンサーで14日間以上の連続測定が可能であること。

ウ 測定値の確認方法

- ・測定値の取得に当たっては、センサーに専用端末をかざす動作を介さず、Bluetooth等の近距離無線通信により、参加者のスマートフォンへリアルタイムで自動送信される機能を有すること。
- ・測定値の変動グラフを確認できること。

エ アラート機能

- ・低血糖又は高血糖の兆候を検知した際に、利用者に通知する機能を有すること。

オ 安全性

- ・医薬品医療機器等法に基づく医療機器承認を受けた製品であること。

カ 装着の容易性

- ・参加者が、自ら簡易に装着及び操作することが可能であること。

- ③ 持続血糖測定器の調達、配付及び装着支援に至るまで、医薬品医療機器等法その他の関係法令を遵守すること。なお、参加者への配付に係る配送費・事務手数料等は本委託料に含むもの

とし、効率的かつ安全な配付スキームを提案すること。

(5) 対面形式の教室の実施

- ① 事業開始時及び終了時に、現地での集合型教室をモデル自治体ごとに開催すること。
- ② 開催回数は、モデル自治体ごとに開始時1回、終了時1回とする。
- ③ 開始時は、事業説明や、アプリ及び持続血糖測定器の利用等に関する支援を行い、参加者が初日から血糖の測定やデータの確認、アプリの利用を円滑に行うことができる体制を整えること。
- ④ 終了時は、成果の振り返り、終了証の授与及び生活習慣の改善行動継続に向けた動機付けを行うこと。

(6) コールセンターの設置

- ① 事業内容やアプリに関して、参加者やモデル自治体からの問合せに対応するコールセンターを設置すること。
- ② 電話での問い合わせは、平日の午前10時から午後5時まで対応することを目安とする。
- ③ アプリ内での問い合わせは、常時対応すること。

(7) 案内文書等の作成・印刷

- ① 対象者への案内文書の作成及び印刷は受託者が行うこと。また、案内文書は電子データでも提供すること。
- ② 案内文書の内容は、県及び受託者が協議の上決定すること。
- ③ 案内文書はA4版を基本とし、カラー刷りとする。
- ④ 印刷見込み数は、1モデル自治体につき1,000部とする。
- ⑤ 対象者への案内文書の通知、申込みの受付及び参加者の取りまとめは、各モデル自治体が行うものとする。

(8) アンケートの実施

参加者に対して、事業開始時及び終了時にアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は、県及び受託者が協議の上決定すること。

(9) 効果検証及び実施報告

本業務を通じて得られたアプリの利用継続率、利用状況、健康データ及びアンケート結果に基づき、導入効果や課題について定量的・定性的に分析及び検証を行うこと。報告に当たっては、参加者の行動変容の度合いやピアサポートの有効性を明らかにするとともに、次年度以降に市町村が事業を継続・展開するための改善案を含む実施報告書を提出すること。

5 アプリの機能要件

アプリは、以下の条件を満たすこと。

(1) 導入の容易性

- ① Android、iOSのアプリを提供する正規のストアに登録し、参加者が無料でアプリをダウンロードできること。
- ② 歩数計測機能を有すること。歩数計測機能は、当該アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ（Google Fit等）のインストールやウェアラブルデバイスを利用する

必要がないこと。ただし、利用者が求める場合にあっては、ヘルスコネクトや iOS ヘルスケアアプリとの連携も可能であること。

(2) アプリの機能

- ① 参加者同士がチャットを通じて、写真及び歩数等により、運動習慣等の日次報告が行えること。
- ② 参加者に対して、週1回以上、健康に関する情報を配信できること。

(3) 管理及び運用

- ① 参加者の歩数、継続率及び取組状況等の行動変容につながるデータについて、リアルタイムで確認できる管理画面を、県及び各モデル自治体に提供すること。
- ② 管理画面から、文章及び画像によるお知らせ配信を行うことができること。

(4) 信頼性

- ① 5年間以上の安定した稼働実績があること。
- ② 月1回程度バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムを利用できること。なお、実際の運用として、直近1年間のアプリアップデート回数及びアプリストア評価の実績を示すこと。
- ③ 提供するアプリは、当該アプリを用いたピアサポートの仕組みによる行動変容効果について、学術論文又は臨床研究によりその有効性が確認されていること。
- ④ 他自治体でのピアサポートによる生活習慣病予防事業等の実施実績があること。

(5) システム構成・セキュリティ要件

- ① アプリのシステム構成は、データセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、県と協議の上で設計を行うこと。
- ② サーバ等のシステム運用に係る機器は、ISO27001の取得又は同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンター及びサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。
- ③ システム運用時間は、原則24時間365日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては、県と受託者が協議の上、決定する。
- ④ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
- ⑤ サーバダウン等のトラブルが発生した場合でも、速やかにサービス復旧の措置を講じること。
- ⑥ 構築に当たっては、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ⑦ ネットワーク通信は、SSL/TLS等による暗号化通信を使用すること。

(6) 運用・保守体制

① 運用・保守体制

利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。

② 緊急時の対応

問合せ対応の時間帯以外に障害等が発生した場合にも対応できるよう、緊急時の連絡窓口を

設置すること。

③ 保守体制

通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

④ 障害対応

障害等が発生した際の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに県へ報告するとともに、障害解消後、速やかに発生時からの対応状況をまとめた報告書を県へ提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等

① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出すること。

② 第三者についても「企画提案競技実施要領」中、「5 参加資格に関する事項」に定める参加資格の各要件に準じること。

③ 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

④ 受託者は、県の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

① 県は、本業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

① 本業務の実施により新たに制作された成果物（報告書、マニュアル、本業務専用で作成されたコンテンツ等）に関する著作権、所有権等は、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

② ①にかかわらず、受託者が本業務の開始前から独自に所有していたプログラム、著作物、ノウハウ等（以下「受託者固有資産」という。）に関する権利は、引き続き受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は、県が本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、受託者固有資産の利用を無償で県に許諾するものとする。

③ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

④ 契約時に成果品の著作権の帰属を県及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。

(4) 機密保護・個人情報保護

① 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への

開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。なお、当該契約終了後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

- ② 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、県が定める個人情報取扱特記事項を遵守の上、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いに留意するとともに、この事業による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が個人情報にアクセスすることがないように厳格に管理するものとする。
- ④ 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- ⑤ 本業務の参加者が、受託者の提供するサービスの利用規約に基づき、受託者に対して直接同意した情報の取扱いについては、当該利用規約の定めるところによるものとする。ただし、受託者は、本業務を通じて知り得た機密情報を、県及び参加者の利益を損なう形で利用してはならない。
- ⑥ 受託者は、アプリの利用規約に基づき取得した情報を、サービスの品質向上や分析等のために、個人を特定できないよう統計的に処理した上で利活用できるものとする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を遂行する上で、著作権、肖像権や個人情報の取扱に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

7 想定スケジュール

時 期	内 容
令和8年7月	・各モデル自治体が健診結果から対象者を抽出
令和8年7月～8月	・案内文書郵送、参加者募集・決定
令和8年9月	・開始会（集合）の実施（持続血糖測定器やアプリの使用 方法の説明、グループ編成等） ・実施前アンケートの実施 ・コールセンターの開設（9月～翌年3月）
令和8年10月～12月	・持続血糖測定器、ピアサポート型アプリの活用による 生活習慣改善支援の実施（3か月間）
令和9年1月	・振り返り会、終了証授与（集合） ・実施後アンケートの実施
令和9年2月～3月	・事業実施報告書の作成

8 納品等

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下のとおり事業実施報告書等を県に提出すること。①②の

期限は、事業完了日から起算して1か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

- ① 事業実施報告書（様式任意）
- ② 業務完了報告書（契約書様式）

※「①事業実施報告書」には、本事業に対するモデル自治体の意見等を聴取した結果を含めること。

（2）納品先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 がん・生活習慣病対策チーム

9 支払条件等

（1）検査及び支払方法

- ① 業務終了後、県に「8 納品等（1）①②」を提出する。県は受託者からの報告書に基づき、委託料を確定する。
- ② 費用のうち、参加者の人数によって変動する費用については、参加者の人数に応じて額を決定することとする。
- ③ 額の確定後、受託者は請求書を県に提出し、県は、請求書の受領日から30日以内に、当該請求書に係る金額を支払うものとする。なお、県は委託料金を概算払いとすることができる。

10 留意事項

- （1）業務の実施に当たっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら、誠実に履行すること。
- （2）受託者は、契約締結後30日以内に、事業実施計画書を作成し、提出すること。
- （3）受託者は、県及びモデル市町村との打合せ内容について記録・作成し、双方と共有すること。
- （4）受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えたときや、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （5）本事業の目的に照らし、より高い事業効果が期待できる独自の実施手法や、利便性・実効性を損なうことなく効率的な運営を可能とする代替案等があれば、適宜提案すること。
- （6）契約の締結に当たっては、企画提案の内容を基本としつつ、委託候補者との協議により、事業目的の範囲内で必要に応じて内容の一部を修正・変更できるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。